



西東京市 交通少年団員 募集

交通少年団に入って、やさしさと思いやりを持った交通社会人を目指してみませんか。

交通少年団では、交通安全教室などさまざまな活動を通じて、交通ルールやマナーを身に付けていきます。

- 対 小学1～6年生の男女
- 申・問 西東京市交通少年団
(☎042-462-1916)
- ◆道路管理課保
(☎042-438-4055)



交通安全の大会で団体5位(入賞)

運転免許に関する 道路交通法が 改正されます

6月1日から 改正道路交通法が施行

◆主な改正点

◇免許更新時に、一定の病気等の症状に関する「質問票」の提出義務が新設
◇一定の病気等により免許を取り消された者に対する免許再取得時の試験一部免除

◇そのほか、一定の病気等に係る運転者対策や悪質・危険運転者対策
※一定の病気等…認知症または自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれのある病気として政令で定めるもの

- 問 警視庁運転免許本部
(☎03-6717-3137)
- ◆道路管理課保
(☎042-438-4055)

スズメバチにご注意ください



スズメバチは、春に巣を作り、夏から秋にかけて活動が活発になります。

巣を守ろうとする本能がとても強く、巣に近づくと集団で襲ってくることもあり危険です。



○巣の特徴

巣作りの初期は、とっくりまたは花瓶を逆さまにしたような形ですが、やがてボール状になります。表面には年輪のようなしま模様があり、出入り口は1カ所です。

○巣をつくりやすい場所

木や生け垣の中、軒下や天井裏などに巣を作ります。

○近くに飛んできたら

姿勢を低くして静かにその場を離れましょう。巣に近づいたり、不用意に触ったりしなければ刺されることはありません。気付にくい場所に巣があることもあるので、数匹飛んできたら注意が必要です。ハチを手で振り払うのは、興奮させるので大変危険です。

○もし刺されたら

すぐに患部を水で洗い、病院で手当を受けてください。

○ハチに刺されないようにするには

髪の毛など黒い色を攻撃目標にしますので、黒色の服装を避け、帽子などをかぶりましょう。

甘い匂いや飲食物の匂いに敏感です。香水やジュースの匂いに寄ってくる場合もありますので、注意しましょう。

□蜂防護服を貸し出します

市では、蜂の巣を駆除するための防護服を貸し出しています(予約制)。事前に電話で貸出状況を確認してください。

□蜂の巣駆除助成制度

個人で駆除が困難と判断した場合には、市が指定する専門業者に依頼してください。駆除費用の半額を補助します。

ハチの種類	補助金の限度額
スズメバチ	13,000円
スズメバチ以外	7,000円

※補助の対象とならない場合がありますので、必ず事前に環境保全課までお問い合わせください。

◆環境保全課(☎042-438-4042)

グリーンバンク制度 (みどりの あっせん)のご利用を

市内の緑を守り育てるため、樹木の提供希望者と引き取り希望者を市があっせんし、双方が直接話し合い樹木の引き渡しなどを行っていたく制度です。提供したい・引き取りたい樹木を市に登録し、その情報を市HPなどで公表します。

□樹木提供希望者の登録要件

樹木を無償で提供できる方

□樹木引き取り希望者の登録要件

引き取り希望樹木を市内で植栽し、営利目的や第三者への譲渡を目的としない方

□提供樹木の登録要件

市内で植栽されているもの、生育状態が良好なもの、掘り取り・搬出が可能なもの

◆みどり公園課保(☎042-438-4045)

募集 公園管理協力員

公園の管理に 参加してみませんか

市と協働で、公園などの清掃・除草・花植えなどの美化活動を行う「公園管理協力員」を募集します。

場 市が管理する公園・広場・ポケットパーク・樹林地など

対 原則、維持管理を希望する公園などの付近の市民および団体

申 みどり公園課(保谷庁舎4階)にある申請書を提出(随時受付)

□災害補償 登録者に、活動に係る事故に対する補償(保険)制度あり
※花植えについては「西東京花の会」「すみれ会」「西東京ガーデニングクラブ」との協働になります。

◆みどり公園課保
(☎042-438-4045)

カラスの威嚇に気を付けましょう



◆5～7月はカラスの威嚇・攻撃が多くなる季節です

カラスに威嚇・攻撃されたという相談が市にも多く寄せられます。巣の中の卵やひなを守るために威嚇・攻撃してくることが多く、5～7月頃に集中しています。

□対処法は?

カラスが変わった鳴き方をしていると感じたときは威嚇されているかもしれ

ません。巣に近づいたり、石を投げたりしないでください。威嚇に備えて、傘や帽子を用意しておくのもよいでしょう。ごみがカラスの餌にならないようにネットを張るなどの対策をとることも大切です。

◆環境保全課(☎042-438-4042)

「広報西東京」へのご意見などをお寄せください

市報へのご意見・ご感想、今後掲載してほしい記事などを、はがき・ファクス・Eメールでお寄せください。いただいたご意見は、今後の市報の編集に生かして、より読みやすく親しまれる「広報西東京」を目指します。

□送付先 〒188-8666市役所秘書広報課・

FAX 042-460-7511・✉kouhou@city.nishitokyo.lg.jp

◆秘書広報課保(☎042-460-9804)



介護保険地域密着型サービス事業に係る選定事業所の開設 (平成24年7月公募分)

◆高齢者支援課保(☎042-438-4030)

介護保険事業計画(第5期)の地域密着型サービス事業整備計画に基づき、下記の事業所が平成26年5月1日以降に順次開設されます。

□利用対象 市内在住で要支援・要介護認定者などの方

□日常生活圏域別・サービス事業

No.	圏域	サービス事業	事業所名	所在地	問い合わせ
1	西部	認知症高齢者グループホーム	日生グループホーム ひばりが丘	ひばりが丘 3-3-11	☎042-452-5086
2		小規模多機能型居宅介護	日生小規模多機能ホーム ひばりが丘		
3	北東部	認知症高齢者グループホーム	グループホーム花・富士町	富士町 5-2-2	☎042-452-2087
4		小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護 花		

小規模多機能型居宅介護とは

「通い」を中心に要介護者の状態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせサービスを提供します。一人一人の暮らしに合わせた柔軟な支援が可能となります。

※小規模多機能型居宅介護事業所は、市内で3カ所(2・4・5)です。



5 小規模多機能型居宅介護 みどりの樹(平成24年6月開設)